

## 目次

第1章 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第4条（基本サービスの内容）	2
第5条（オプションサービス）	2
第6条（利用契約の単位）	3
第2章 サービスについて	3
第7条（機器）	3
第8条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）	3
第3章 雑則	4
第9条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）	4
第10条（放送内容の変更）	4
第11条（損害賠償の免責および特約事項）	4
付則	4
●「マンションタイプTV2年コース」に関する特約	5

# イツコムひかり テレビジョンサービス契約約款

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

イツコム・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、放送法（昭和25年法律第132号）およびその他の法令に従い、当社が定めるイツコムサービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）およびイツコムひかり テレビジョンサービス契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、イツコムひかり テレビジョンサービス（以下「基本サービス」といいます。）を提供するものとします。

### 第2条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。

- 基本サービス約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により告知するものとします。

### 第3条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
集合共同引込	加入者引込線1回線から、2世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
機器	基本サービスの利用にあたって使用するSTB、Hit Pot、DVD-Hit Pot、BD-Hit Potおよび付属品の総称
セットトップボックス（専用チューナー）	当社が提供する、デジタル放送を受信するために必要な機器
STB	デジタル録画機能のついていないセットトップボックス（専用チューナー）およびリモートコントローラ等の付属品
Hit Pot	デジタル録画機能のついたセットトップボックス（専用チューナー）およびリモートコントローラ等の付属品
DVD-Hit Pot	DVDドライブ内蔵のHit Pot
BD-Hit Pot	Blu-rayドライブ内蔵のHit Pot
Hit Pot等	Hit Pot、DVD-Hit PotおよびBD-Hit Pot
4K専用チューナー	4K放送に対応したセットトップボックス（専用チューナー）
4K-STB	4K放送に対応したSTB
4K-Hit Pot	4K放送に対応したHit Pot
B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード
C-CASカード	専門チャンネル用ICカード
CASカード	B-CASカードおよびC-CASカード
ビデオコンテンツ	当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ

用語	用語の意味
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

#### 第4条（基本サービスの内容）

当社は、加入者に地上デジタル放送、BSデジタル放送およびCSデジタル放送（テレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送）のうち当社が定めた放送の同時再放送および自主放送を提供します。

2. 基本サービスで提供するサービス品目は次の通りとします。

サービス品目
マックス plus、スタンダード plus、ミニ plus、マックス、スタンダード、アルファエース、ミニ、施設利用サービス

3. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。
4. イッツコム みるプラスは、ビデオコンテンツを視聴することができるビデオ・オン・デマンドサービスをいい、別に定めるイッツコム みるプラス利用規約により提供するものとします。
5. イッツコム みるプラスTVは、ビデオコンテンツを視聴することができるIPリニア配信サービスをいい、別に定めるイッツコム みるプラスTV利用規約により提供するものとします。

#### 第5条（オプションサービス）

基本サービスで提供するオプションサービスは次の通りとします。

- (1) オプションチャンネル
- (2) 番組案内誌
- (3) みるプラス 見放題パックプライム
- (4) 専用チューナー4Kオプション

2. 当社は、オプションサービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。
3. オプションチャンネルの種目は次の通りとします。

オプションチャンネル種目
J SPORTS 4 HD、テレ朝チャンネル1、東映チャンネル HD、衛星劇場 HD、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、TBSチャンネル1・2セット、クラシカ・ジャパン、フジテレビ ワンツーセット、フジテレビ ワンツーネクスト、フジテレビNEXT、グリーンチャンネルHDおよびグリーンチャンネル2 HD、KBS World HD、Mnet HD、KNTV HD、TAKARAZUKA SKY STAGE、DATV、CNN/US HD、シネフィルWOWOW、FOXスポーツ&エンターテイメント、日テレプラス、WOWOW、スターチャンネル

4. サービス品目の「マックス plus」、「マックス」、「スタンダード plus」または「スタンダード」では、サービス内容に次のオプションチャンネル種目があらかじめ含まれるものとします。

サービス品目	オプションチャンネル種目
マックス plus マックス	テレ朝チャンネル1、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、フジテレビ ワンツーセット、KBS World HD、シネフィルWOWOW、FOXスポーツ&エンターテイメント、日テレプラス
スタンダード plus スタンダード	TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、FOXスポーツ&エンターテイメント、日テレプラス

5. サービス品目の「マックス plus」および「マックス」では、サービス内容に番組案内誌があらかじめ含まれるものとします。

6. みるプラス 見放題パックプライムは、ビデオコンテンツを視聴することができる月額固定料金自動更新型ビデオ・オン・デマンドサービスをいい、別に定めるイツコム みるプラス 利用規約により提供するものとします。
7. サービス品目の「マックス plus」、「スタンダード plus」または「ミニ plus」では、サービス内容に「みるプラス見放題パックプライム」があらかじめ含まれるものとします。
8. 専用チューナー4Kオプションは、前条（基本サービスの内容）第2項に定めるサービス品目のうち、「マックス plus」、「マックス」、「スタンダード plus」、「ミニ plus」、「スタンダード」、「アルファエース」および「ミニ」の加入者に当社が4K専用チューナーを介して4K放送を提供するものとします。
9. 専用チューナー4Kオプションを利用する場合は、4K専用チューナーの貸与を受けるものとします。

#### 第6条（利用契約の単位）

利用契約の締結は、加入者引込線1回線毎に行うものとします。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯が2世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を世帯（事業所、店舗等も同様とします。）毎とするものとします。なお、集合共同引込の場合には、別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

## 第2章 サービスについて

#### 第7条（機器）

加入者は、Hit Potの貸与を受けるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、加入者が専用チューナー4Kオプションを利用する場合は、STBの貸与を受けることができるものとします。
3. セットトップボックス（専用チューナー）には、CASカードが付属します。CASカードの取り扱いについては、次条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）の規定によるものとします。
4. 加入者が当社より貸与を受けるセットトップボックス（専用チューナー）について故障が生じた場合、当社が認める場合を除き、加入者はセットトップボックス（専用チューナー）の交換を請求できないものとします。
5. Hit Pot等を利用する加入者は、設備、技術的仕様等の制約からHit Pot等の通信機能（イツコム みるプラスを含みます。以下同様とします。）を利用できない場合があることに同意するものとします。
6. Hit Pot等の通信機能を利用する加入者は、Hit Pot等の技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信を行う場合は、加入者の責任において行うものとします。
7. 第4項の規定によりHit Pot等について当社が定める必要な措置を講ずる場合、および加入者がHit Pot等を当社に返還する場合には、加入者の責任においてあらかじめ録画・編集したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該Hit Pot等の記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。

#### 第8条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）

B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。

2. C-CASカードを必要とするセットトップボックス（専用チューナー）を利用する加入者は、セットトップボックス（専用チューナー）の購入、貸与の別にかかわらず、セットトップボックス（専用チューナー）1台につき1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし、セットトップボックス（専用チューナー）の解約または契約の解除後は、速やかにC

ーCASカードを当社に返還するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返還を請求することができるものとします。

3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改ざんすることを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
4. 加入者が故意または過失によりCASカードを破損もしくは紛失し、または返還しない場合には、加入者は料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

### 第3章 雑則

#### 第9条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多数人に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできないものとします。

#### 第10条（放送内容の変更）

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じた加入者の損害については、賠償の責任を負わないものとします。

#### 第11条（損害賠償の免責および特約事項）

加入者が、第9条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。

2. 共通約款第18条（加入者が行う利用契約の解約）第1項および第19条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により利用契約が終了した場合に、加入者が別途支払った日本放送協会（以下「NHK」といいます。）の受信料（衛星契約を含みます。）、株式会社WOWOWの視聴料が払い戻されず、加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何等の責任も負わないものとします。
3. 当社は、視聴状態の確認を行うために、共通約款第42条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するセットトップボックス（専用チューナー）と電気信号による通信を行うことができるものとします。
4. 当社は、Hit Pot等の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータの滅失の場合、および正常に録画ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。また、第7条（機器）第7項に定める通り、故障の措置や返還に伴い、当該Hit Pot等に記録されたデータが消去された場合も一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、加入者が、Hit Pot等の通信機能により通信した内容に起因し損害を被った場合、または設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

#### 付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 一括加入、業務用等については別に定めます。
- (3) 第7条（機器）第1項の規定にかかわらず、ケーブルテレビジョンサービス契約約款によるケーブルテレビジョンサービスに加入していた場合で、基本サービス約款による基本サ

ービス契約に移行した加入者であって、BD-Hit Pot、DVD-Hit PotまたはSTBを当社より購入または貸与を受け使用している加入者には、Hit Potを貸与せず、引き続き、その機器を利用することができます。

- (4) 加入者が基本サービスを解約した後に、「ケーブルテレビジョンサービス」に利用契約を変更することはできません。ただし、建物設備状況の都合により基本サービスを提供できない、または、基本サービスの提供区域外への転居等の理由により、利用契約の継続ができない場合はこの限りではありません。
- (5) 基本サービス約款は、2019年2月14日より施行します。

●「マンションタイプTV2年コース」に関する特約

1. (申し込み)

イツコムひかり インターネットサービス契約約款「マンションタイプ 2年コース」および「ホームタイプ 2年コース」に関する特約に定める「マンションタイプ 600メガ2年コース」、「マンションタイプ 2ギガ 2年コース」、「マンションタイプ 1ギガ 2年コース」の加入者、または、ひかり お得パック・お得パック・お得パックwithタブレット利用規約に定める「ひかり お得パック マンション2年プラン」、「ひかり お得パック マンション・スマートプラン」の加入者は、「マンションタイプTV2年コース」の次のサービス品目を申し込むことができるものとします。なお、1加入者につき、料金表に定める月額利用料の最も高い品目のHit Pot等1台分に対してのみ申し込みができるものとし、1加入者が当該「マンションタイプTV2年コース」を複数申し込むことはできないものとします。

サービス品目
マックス plus 2年コース、スタンダード plus 2年コース

2. (契約期間)

- (1) マックス plus 2年コースおよびスタンダード plus 2年コースの契約期間は次の表に定める通りとします。

品目名	契約期間
マンションタイプTV2年コース	2年

- (2) 契約期間は、対象となるサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

3. (月額利用料)

マックス plus 2年コースまたはスタンダード plus 2年コースの加入者が支払う月額利用料は料金表に定める通りとします。なお、料金表に定める月額利用料には、Hit Potのレンタル料が含まれるものとします。

4. (支払方法)

マックス plus 2年コースまたはスタンダード plus 2年コースの加入者は、料金表に定める月額利用料を、加入者が指定するクレジットカードで支払うものとし、その他の方法で支払うことはできないものとします。ただし、当社が定める一定期間、当社への遅延なき支払い（基本サービス約款に基づく支払いとは限りません。）を継続した加入者については、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができるものとします。

5. (更新)

- (1) マックス plus 2年コースまたはスタンダード plus 2年コースの契約期間が満了した場合、

その契約は満了日の翌日から同期間更新するものとします。ただし、満了日の属する月に、加入者よりその契約の解約の申し出がある場合は、この限りではありません。

- (2) 加入者が料金表に定めるサービス品目等の変更を行う場合、変更後のサービス品目等の利用開始日が属する月の翌月初日がマックスplus 2年コースまたはスタンダードplus 2年コースの新たな契約開始日になるものとします。

#### 6. (解約)

マックスplus 2年コースまたはスタンダードplus 2年コースの契約満了日の属する月以外の日にその契約の解約が行われる場合、加入者は料金表に定める解約料金を支払うものとします。なお、加入者がマックスplus 2年コースまたはスタンダードplus 2年コースの解約後も、引き続き基本サービスの利用を継続する場合、加入者は料金表に定める月額利用料を支払うものとします。